

**公開します 市政情報**  
**東京都議会議員選挙の日程が決まりました**

平成 25 年 7 月 22 日任期満了の東京都議会議員選挙は、次のとおり行われます。

- 【告示日】 6 月 14 日(金)
- 【投・開票日】 6 月 23 日(日)
- 【期日前投票】 6 月 15 日(土) 22 日(土)
- 【問合せ】 選挙管理委員会 事務局 ☎ 551・1802

**福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)**

2 月 1 日から 28 日までの間に小林和人様ほか匿名で 1 名の方から 12 万円のご寄附をいただきました。

寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

（平成 24 年度累計 31 件・68 万 5 千 422 円）

【問合せ】 契約管財課管財係 ☎ 551・1535

**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の縦覧ができます**

**①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

納税者の方が自己の土地、家屋とほかの土地、家屋の価格を比較するために帳簿の縦覧ができます。

- 【縦覧期間】 4 月 1 日(月)～5 月 31 日(金) (日・祝日除く)
- 【縦覧できる方】 固定資産税の納税者およびその同居の家族、納税者の委任または代理人の委任を受けた方(納税者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です。)

**保護します 個人情報**

【縦覧方法】 印鑑および本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)をお持ちください。

**②固定資産課税台帳の縦覧**

納税義務者、借地借家人の方に固定資産の課税内容を明らかにするため、該当する台帳の縦覧ができます。台帳には 1 月 1 日の現況をもとに、所有者ごとに土地、家屋の価格(評価額)、課税標準額、納税義務者、年税額等が記載されています。

- 【閲覧期間】 通年(日・祝日・年末年始除く)
- 【閲覧できる方】 固定資産税の納税義務者および同居の家族、借地借家人もしくは納税義務者の委任または代理人の委任を受けた方(納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です。)
- 【閲覧方法】 印鑑および本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)をお持ちください。

なお借地借家人の方が閲覧する場合は、その旨を証明できる書類(借地借家契約書、地代家賃の領収書など)をお持ちください。

- 【手数料】 1 件 200 円(ただし、縦覧期間中は平成 25 年度分の縦覧は無料です。)
- 【①②共通】 縦覧・閲覧時間
- 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(水曜日は午後 8 時まで。土曜日の正午～午後 1 時は除く)
- 【縦覧・閲覧場所】 市役所 1 階 4 番課税課窓口
- 【問合せ】 課税課資産係 ☎ 551・1614

【申込み】 3 月 18 日(月)～22 日(金)の間(20 日(祝日除く)に、本人が履歴書(写真貼付)を直接、市役所第一棟 5 階職員課人事係 ☎ 551・1589 へ。

**自転車安全利用五則を守りましょう**

- 一. 自転車は車道が原則、歩道は例外…自転車は車両です。歩道と車道の区別のあるところでは、車道通行が原則です。
  - 二. 車道は左側を通行…自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。
  - 三. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行…やむを得ず、歩道を通行する時はすぐに停止できる速度で車道寄りを通行しましょう。歩行者の通行を妨げるような場合、一時停止しなければなりません。
  - 四. 安全ルールを守る…飲酒運転・二人乗りは禁止です。交差点では一時停止をし、安全確認をしましょう。夜間は前照灯をつけなければなりません。
  - 五. 子どもはヘルメットを着用…13 歳未満の児童・幼児はヘルメットを着用しましょう。そのほか、運転中のイヤホン・ヘッドホンの使用や携帯電話の使用、傘差し運転などもルール違反です。
- 【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

**学校事務嘱託員募集**

- 【募集人員】 1 人
- 【雇用期間】 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)
- 【勤務時間】 週 4 日・月 12 時間以内
- 【勤務内容】 文書・物品・備品台帳等の整理及び保管、外来者の受付及び学校行事の準備等の業務
- 【勤務場所】 市立小・中学校
- 【受験資格】 エクセル・ワードができる方
- 【試験方法】 面接(3 月 25 日(月))
- 【申込み】 3 月 18 日(月)～22 日(金)の間(20 日(祝日除く)に、本人が履歴書(写真貼付)を直接、市役所第一棟 5 階職員課人事係 ☎ 551・1589 へ。

**「安全安心まちづくり市民ひろば」にご参加ください**

市では月に 1 回程度、防犯、交通、消防、町会・自治会、PTA 関係者などさまざまな方が集まって「安全で安心して暮らすことができる福生市」の実現に向けて、防犯について話し合いや情報交換をしています。

また、会議終了後には、開催場所周辺の防犯パトロールも実施しています。

市内に在住・在勤の方は、ぜひご参加ください。

**4 月の無料相談**

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	3 日(木)	午後 1 時 30 分～4 時 30 分	市役所 1 階第 1 相談室	予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	4 日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	9 日(火)			
税務相談	25 日(木)			
法律相談	5 日(金)・10 日(木)・17 日(木)・24 日(木)	午前 9 時～午後 4 時 30 分	市役所 1 階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
交通事故相談	18 日(木)			
少年相談	19 日(金)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	子ども家庭支援センター(子ども応援館 1 階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関する事。 ☎ 539・2555
子ども相談	毎週月～土曜日			
消費者相談	毎週月・木曜日	午後 1 時～3 時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027
心配ごと相談	毎月第二水曜日			
事業資金相談	11 日(木)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	商工会館 1 階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談(☎ 552・5027 福祉センター)、教育相談(直通 ☎ 551・7700)

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

【夕方のチャイム時間の変更となります】 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、市のチャイム放送が午後 5 時 15 分となります。【問合せ】 安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

ご利用ください 情報コーナー 情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは総務課法係 ☎ 551・1536 へ